

平成三十年静岡県議会九月定例会一般質問  
自民改革会議 東堂 陽一 県議

私は自民改革会議の所属議員として通告に従い、一括質問方式で、知事、副知事、関係部局長、教育長及び教育部長に当面する県政の諸課題について伺います。

**はじめに、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練について伺います。**

近年、国内では、大地震をはじめ、台風、集中豪雨などの自然災害が頻発し、大きな災害に見舞われない年はないと言えるほど、災害が日常化しています。

本年もその例外ではありません。6月の「大阪府北部地震」、西日本を中心に大きな被害をもたらした「平成三十年七月豪雨」、さらには今年4日に上陸した「台風第二十一号」や、6日に発生した北海道胆振東部地震などは、いまだ私どもの記憶に新しいところであります。

このような大災害に備えるためには、「自助」、「共助」、これらを支える「公助」の力をそれぞれ充実強化することにより、地域防災力をトータルで高めていくことが重要であることは改めて申し上げるまでもありません。

南海トラフ巨大地震の発生が懸念される本県は、「想定される犠牲者を8割減少させる」という目標を掲げた「地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、地震・津波対策に、市町と一体となって取り組んでおり、これを着実に推進することが、いざという時に必ず役に立つものと考えます。

一方、いざ大災害が発生した際、迅速に対応するためには、派遣される警察、消防、自衛隊の応援部隊を迅速かつ、的確に受け入れる体制の構築が重要です。本県では、平成28年3月に「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」を策定し、これまでも様々な訓練を通じて、この計画の検証に努めています。

「緊急消防援助隊」は、これまで東日本大震災や熊本地震などの大規模災害においても、迅速かつ的確な捜索・救助・消火活動などに大きな力を発揮され、今や災害応急対策に不可欠な存在となっています。

こうした中で、本年度、「緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練」

が本県で実施されると聞いています。この訓練は、中部ブロック7県において毎年持ち回りで開催するとのことですが、南海トラフ巨大地震の発生が想定されている本県においても、たいへん重要な訓練であり、本県の防災体制を検証する上でも絶好の機会ではないかと考えます。

そこで、本県で開催される合同訓練はどのようなものとなるのか、また、この訓練の成果を今後の対策にどう生かすのか伺います。

### 次に、メガソーラーなど太陽光発電施設の建設による乱開発への対応について伺います。

東日本大震災をきっかけに発生した電力不足を教訓として、エネルギー供給体系は、従来の一極集中型から、災害に強い小規模分散型への転換が求められています。

また、気候変動抑制に関する国際的な枠組みであるパリ協定に対応するため、温室効果ガスの排出削減を図ることもエネルギーを考える上で重要な観点です。

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーによる発電は、石炭やガスに比べ環境に優しい発電方式であり、その普及は、エネルギーの安定供給と環境負荷の低減のため、今後さらに重要になるものと考えます。

本年7月に閣議決定された国の第5次エネルギー基本計画においても、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進し、主力電源化を目指すこととしています。

一方で、メガソーラーなどの大規模な太陽光発電施設は、設置に広大な敷地を必要とすることから、森林等が乱開発されると、環境を破壊し、景観を阻害するとともに、災害を誘発することも懸念されます。

再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が買い取る「固定価格買取制度」、いわゆるFIT法に基づくメガソーラーの県内の認定件数は、平成29年9月末現在で、276件あります。このうち、未稼働の97件は、今後、設置工事が予定されており、また、これら以外にも、新たな施設が計画されるものと見込まれます。

環境に優しいエネルギーとして、太陽光発電の導入を促進するのは必要なことではありますが、そのために、乱開発により環境を破壊することがあってはならないと考えます。

県が今年3月に実施した県内の市町へのアンケート調査において

も、概ね9割の市町が太陽光発電施設に対して、何らかの規制や基準が必要と回答しており、こうした市町の意向を受け、環境影響評価の規則が改正されたものと理解しています。

FIT法に基づく太陽光発電施設の事業計画は、経済産業省が認定する制度となっていますが、地域の環境や景観を保全し災害を防ぐためには、地域の特性に応じて、県や市町による指導が可能となる仕組みづくりが必要であると考えます。

そこで、県は、メガソーラーなど太陽光発電施設の建設による乱開発を防ぐため、どのように対応していくのか伺います。

### 次に、静岡県文化プログラムのあり方について伺います。

オリンピック憲章に「オリンピズムは、スポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するもの」、「少なくともオリンピック村の開村期間、複数の文化イベントのプログラムを計画しなければならない」と定められているとおり、オリンピックはスポーツの祭典であると同時に、文化の祭典でもあります。

東京2020オリンピック・パラリンピックに向けても、国や各開催都市で、文化プログラムの実施に向けた取組が進められています。本県では、全国の中でも非常に先進的な取組が進められていると伺っています。

本県の文化プログラムは、「静岡県文化プログラム推進委員会」が企画・実施する「共創プログラム」と、県内団体からの応募に基づく「提案プログラム」の2つが柱となっています。

その大きな柱である「提案プログラム」については、私の地元の掛川市でも「かけがわ茶エンナーレ」と「地域部活」の2つのプログラムが採択され、事業を展開しているところです。

「かけがわ茶エンナーレ」は、掛川市の地域資源である「茶・茶産地」と「アート」を融合させ、地域の魅力を再発見することを目的に、3年に一度開催する、地域の芸術祭です。

また、「地域部活」は、公立中学校の文化系部活動の多くが、吹奏楽部と美術部の二者択一となっている状況を踏まえ、県西部地域の複数の中学校を対象に、学校の枠を超えて生徒が多彩なジャンルを体験できるよう、今年4月に創部した文化系部活動の取組であります。社会的需要や子ども達の夢に応える、意欲的で先進的な取組であり、全国の文化系部活動のモデルケースとなり得る事業であると評価しています。

これら2団体の他にも、まちづくりや福祉との協働など、ユニークな取組が行われていますが、今後、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックで本県を訪れるであろう、世界中の人々を魅了するためには、それぞれのプログラムを更に磨き上げることが重要であると考えます。このため、少なくとも文化プログラムの本番である2020年までは、何らかの形で、こうした取組を支援していく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、今後、2020年に向け、個々の文化プログラムをどのように育て、県全体でどのような姿を目指すのか、県の考えを伺います。

### **次に、県内医師の不足、偏在への対応について伺います。**

本県は、医学修学研修資金貸与制度を柱とした医師確保施策の取組により、県内の医療施設に従事する医師数は年々増加し、直近の平成28年の調査においては7404人となっています。

また、初期臨床研修を行う医師と研修指定病院とのマッチング制度では、昨年度は、制度開始後最多となる245人が成立するなど、若手医師の確保にも成果が現れはじめています。これまで県が病院や大学と連携して進めてきた取り組みが、今後、更なる成果を生むことを期待しているところです。

そうした状況の中、本年度から、医師の質の一層の向上等を目的とした新たな専門医制度が開始されました。研修プログラムを整備・管理する日本専門医機構の調査結果によれば、専門医資格取得を目指す専攻医の研修先登録は、高度な医療の知識と経験が得られる大病院が数多くある東京に集中する結果となっています。

この影響を大きく受けた本県では、多くの若手医師が県外に流出するという事態が生じています。この制度に登録した、県内の公的医療機関等に在籍する医師数は、本年4月時点で142名となっており、前年同時期と比較すると、人数で26人、割合で15.5%の減となっています。このままでは、地域医療の担い手が減少し続け、遠からず地域医療が崩壊してしまうのではないかと大変懸念されるところです。

こうした課題に対応するには、各病院の取り組みだけでは困難であり、県全体として、実効性のある施策を進めていくことが求められています。

まず、県内各地域において、医科大学の進学を目指す高校生等を増加させることが、将来、地元に戻って勤務する医師を増やす方策の一

つであると考えます。このため、県立高校理数科や、中高一貫校などを活用した教育の充実や、医学部進学を目指す生徒に対する、医療現場を知る機会の提供など、教育現場において、医学部進学者の増加に繋がる取り組みを強化することが重要です。

また、若手医師の中には、医学修学研修資金の貸与者も多く含まれていることから、県内勤務を一層促進するよう、制度の在り方について見直しを検討していく必要があると考えます。

医療を取り巻く環境の変化に対応し、地域医療提供体制を維持していくためには、若手医師の確保の重要性はますます高まることと思われます。

そこで、県内医師の不足、偏在に対し、どのように取り組んでいくのか、県の所見を伺います。

### **次に、茶園の基盤整備の推進について伺います。**

茶業は、本県農業を象徴する基幹的な産業として、先人の弛まぬ努力によって著しい発展を遂げてまいりました。

しかし、近年は、価格の低迷と農業者の高齢化に一層の拍車がかかり、生産を続けていくことすら困難な、大変厳しい時代を迎えています。

今年の県内産一番茶は、大きな凍霜害もなく、春先の気候も温暖で茶の成育も良く、8月のJA静岡経済連のまとめによれば、生産量は、対前年比+9%の2年ぶりの増産となりました。しかし、その一方で、平均取引単価は対前年比で16%も低下し、平成に入って最低だったとのことです。今シーズンは、お茶農家の経営をさらに圧迫する状況に拍車がかかったと言えます。

このような状況が続けば、お茶農家の生産意欲は更に減退して廃業が進み、本県茶業の縮小傾向に歯止めが掛からなくなるおそれがあります。

こうした現状を打開し、本県の茶業振興を図っていくためには、生産から流通、販売までを見通しながら、意欲のある担い手への農地の集積・集約化を加速していくことが、必要不可欠です。

そのため、小規模で不整形な茶園の生産条件を改善する区画整理を実施し、乗用型の茶園管理機の導入や作業能率の向上を図るなど、営農の省力化を可能とする基盤整備を積極的に推し進めて行くことが重要であると考えています。

私の地元である掛川市の茶園においても、県が、平成31年度の完

了を目指し、用水施設の更新整備を進めている「和田岡原地区」や、ふじのくにフロンティア推進区域に指定され、区画整理の事業化に取り組んでいる「寺島・幡鎌地区」など、地元お茶農家の営農意欲が高まることを期待しています。

また、昨年の土地改良法の改正により、農地中間管理機構に貸し出した農地を対象に、県が事業主体となり、農家負担なしで、区画整理が実施できる新たな国の補助制度が創設されました。

本事業については、これまで基盤整備の農家負担にやや消極的であったお茶農家も、大きな期待を寄せているところです。

そこで、本県茶業経営の競争力強化に向けて、どのように茶園の基盤整備を推進していくのか、県の方針を伺います。

### 最後に、掛川市西部地域を流れる河川の大規模氾濫からの減災対策について伺います。

さかがわ

掛川駅や掛川市役所などがある掛川市の市街地には、逆川という二級河川が流れています。

逆川は、掛川城の裾野を東から西へ流れており、州浴いには遊歩道が整備されていることから、普段から掛川市民が川面に吹く風を感じながら散策するなど、市民の憩いの場となっています。たるき

この逆川のほかにも、掛川市西部地域には、倉真川、垂木川、原野谷川などの河川が、住宅地や田園のなかを緩やかに合流しながら流れ下り、のどかな景観を醸し出しています。

普段は、穏やかな風景の一部となっているこれらの河川ですが、ひとたび大雨が降ると水位が急に上昇するなど、違った表情を見せることがあります。

例えば、過去には、この逆川においても多くの家屋が浸水する水害が発生しました。

昭和57年9月の台風18号による逆川の氾濫では、上流の粟ヶ岳雨量観測所において571ミリメートルという記録的な豪雨を観測し、逆川の川岸の決壊や溢水により、床下浸水2300戸、床上浸水1100戸に及ぶ被害が発生しました。

この災害を受け、県による堤防や護岸などの河川整備が進められたこともあり、近年では河川の堤防が決壊するまでの水害は発生しておりません。

しかし、これらの河川が合流しながら流れていく掛川市西部地域

は、河川の堤防に挟まれた地区が多くあります。

掛川第五地区などは、まさにこのような地区であり、南を見れば逆川、北を眺めれば倉真川の堤防があります。

近年の豪雨の激化により、毎年のように全国各地で堤防が決壊するなどの被害が発生しています。特に、本年7月の西日本豪雨では、河川の合流点付近の堤防が決壊して被害が発生したとの報道もあり、当地区においても同様の水害が発生する危険性も否定できないのではと、大変心配しており、河川の特性を踏まえた対応が必要ではないかと考えています。

近年の堤防決壊などによる大規模な水害の発生を受け、国では、河川の氾濫に対する減災に向けた取り組みを進めるよう県に通知し、これを受けて、県では、豪雨による大規模な河川の氾濫からの減災対策を取りまとめたと聞いています。

そこで、掛川市西部地域を流れる河川の大規模氾濫からの減災対策について、どのように取り組んでいくのか、県の考えを伺います。

以上について、答弁を求めます。